

社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会
荒川区地域福祉活動計画「あらかわ粹・活計画」策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会が、平成25年度より施行を予定する荒川区地域福祉活動計画「あらかわ粹・活計画」を区民との協働によって策定するために必要な審議を行うことを目的として、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、会長の諮問に応じ、地域福祉活動計画の策定に関し必要な事項を調査審議し、答申する。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に属する委員を13名以内で構成し、会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 荒川区町会・自治会
- (3) 荒川区民生委員・児童委員協議会
- (4) 荒川区高齢者団体・施設関係者
- (5) 荒川区障がい者団体・施設関係者
- (6) 子育て支援団体・施設関係者
- (7) ボランティア団体関係者
- (8) 東京都社会福祉協議会
- (9) 行政関係者
- (10) 社会福祉協議会関係者
- (11) その他会長が認める者

(委員会)

第4条 委員会に、委員長1名と副委員長1名を置く。

2. 委員長は、委員の互選によって定める。
3. 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
4. 副委員長は、委員長の指名により定める。
5. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、また委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、平成 25 年 9 月 30 日までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員会は必要に応じて委員長が召集する。

2. 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(関係者の意見等の聴取)

第 7 条 委員会は、必要があるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見および説明を徴することができる。

(守秘義務)

第 8 条 委員会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、荒川区社会福祉協議会管理課に置く。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。